

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

——ロシア帝国最末期ユリエフ・デルプトの事例から——

橋 本 伸 也

一 帝制最末期ロシアにおける女子高等教育問題

すでにいくつかの別稿で論じてきたように、帝制最末期のロシアでは、高等教育機会と専門職者としての就労可能性を求める女性たちによる空前の需要拡大のなか、女性のみを対象とした高等教育機関の量的・質的な拡大が急速かつ大規模に進展する一方、帝国大学をはじめとした官立高等教育機関への就学をめぐつて激しい攻防が繰り広げられていた。⁽¹⁾ すなわち、一方では、一九世紀六〇年代以来の女性運動やそれを支援する大学教授団、あるいはヴォランタリーな社会運動の後押しを受けて、女子高等課程などと称される女性のための高等教育機関が設立され、紆余曲折を経ながらも、一九〇五年の第一次ロシア革命期以降、この種の学校が飛躍的拡大をみるようになった。しかもこの時期には、女性向けの高等教育機関入学ガイドブックが刊行され、実際、男性と伍するほどの数の女性が各種の女子高等教育機関で学ぶほどの活況が見られた。ガイドブック巻頭は、「現在では科学は、自己満足的な目的でもなければ学者の特権物でもなく、生存闘争のなかで勝利者となるための手段となつてゐる。科学は贅沢品ではなく、女性を含

めて万人の必需品なのである」⁽²⁾という、後の高等教育「大衆化」を暗示するかのようないい印象的な言辞で飾られていた。しかし他方で、帝国大学をはじめとした各種の官立高等教育機関は、一八六一年の農奴解放と相前後する大改革の時代にほんの一時期、エピソード的な形で女性の就学を認めたものの、その後は長く門戸を閉ざし続けていた。また、それから半世紀近くを経た第一次革命の混乱のなかでは、「女子自由聽講生」としての大学就学が認められたにもかかわらず、まもなくそのことが問題視されて非合法化され、新規入学はほとんどかなわなくなっていた。さらに、国家枢要のエリート養成にあたるロシア固有の貴族主義的教育機関（アレクサンドル・リツエイや帝立法学校といつた文官養成機関、将校養成を行う軍事教育機関など）では、およそ女性の就学など問題になりえなかつた。帝制最末期の女性の高等教育就学問題は、対極的なふたつの像のあいだで引き裂かれていたのである。

女子高等教育機関の発展は、それが幾多の苦闘の果てに、女性たちに高等教育機会とそれを介した専門的職業従事の途を切り拓くものであつたという点で、高く評価されるものではあつた。とりわけ、女子高等教育機関の存立が国家との熾烈なせめぎ合いを経験した一九世紀後半の状況下では、これらは知識を求める女性たちの憧憬の的としてひときわ輝きを放つていた。しかし他方で、ヨーロッパ諸国が女性の大学就学の途をしだいに開き、実際、数多くのロシア帝国出身女性が留学生としてその機会を利用したのに対して、二〇世紀になつても母国ロシアでは大学から排除され続け、それに代わるはずの女子高等教育機関も、資格制度上不利な立場に甘んじさせられていた以上、それらが劣位のものとして負のステигマを貼られたのは、いわば自然な成り行きであつた。たとえば、帝制末期の教育運動家であつたニコライ・チエーホフは、女性のみを対象とした教育機関を本来共学であるべき高等教育の「自然な発展の道」⁽³⁾からの逸脱と捉えて大学門戸開放を唱え、制約をかいくぐつて大学に学んだ女子自由聽講生の権利擁護を求める論陣を張つていた。女子自由聽講生たちが、女子高等教育機関ではなく大学を選んだのは、本務のかたわら無な

いし低報酬で講義を提供する大学教授たちの献身的働きによつて良質の教育課程が用意されたにもかかわらず、前者への飽きたらぬ思いを払拭しえぬからでもあつた。⁽⁴⁾ ロシア・フェミニズムの教育要求上の焦点は、女子高等教育機関による機会保障から男女共学へと、明らかに舵を切つていた。他方、もはや前世紀八〇年代のように女性の高等教育志向を封じこめることはなしえぬと悟つた国家中枢では、かつて存廃の瀬戸際にまで追い込んだはずの女子高等課程をロシアの高等教育発展上の偉業として誇り、女性への大学門戸開放を拒否する口実として利用する雰囲気が濃厚に漂つっていた。女性解放のシンボルであり追求すべき目標とされた女子高等教育機関が、いまや女性解放の桎梏と化すにいたつたのである。

このように、女性の高等教育要求が拡大し女子高等教育機関の増設が進む一方で、それでは満足できず、男性とともに同等の高等教育を受けることを希求する女性らの願いは満たされぬというのが、第一次革命の後、第一次世界大戦にいたる十年足らずの概況であつたのだが、そうしたなかにあって、彼女らの願いの受け皿として機能したのが、大学都市をはじめ帝国各地に設けられた私立（個人立なし団体立）の共学制高等教育機関であった。すでに一九世纪中葉以来、主として芸術系教育機関では例外的に男女共学が認められてきたが、一九〇五年革命以降、帝国大学で重視されない商学や農学などの実学的分野、心理神経学や考古学などの新興学問分野、さらに教育資格に関係なく成人に高度の教育を与えることを目的とした人民大学など、多様な分野や形態の共学制の私立高等教育機関が設けられ、その数は女子高等教育機関とほぼ同数の三〇校ほどに達していたのである。

本稿で取り上げるユリエフ私立大学課程も、こうした私立の共学制高等教育の一例であった。これは、沿バルト地域リーフラント県のユリエフ（ロシア化以前はデルプト、ドイツ語ではドルパト。現在のエストニア共和国タルト市）でユリエフ帝国大学医学部員外教授のミハイル・イヴァノヴィチ・ロストフツエフ（一八六五—一九五二年）⁽⁵⁾

が、一九〇八年、同大学入学を希望して帝国全土から到來した若者のために大学と同等の教育を与えることを目的に設立し、第一次世界大戦からロシア革命を経てバルト諸国が独立戦争を戦つていた一九一九年まで存続したものだが⁽⁶⁾、ここでも学生の圧倒的多数を女性が占めていたのである。

ユリエフ私立大学課程は、それが教授したのが大学の教育課程と同一であつたという点では、上述の他の共学制高等教育機関とは趣を異にしていた。また、それまでドイツ文化やドイツ的教育の支配力が強固であつたのに対し、前世紀八〇年代以来のいわゆる「ロシア化政策」によつて大学や諸学校の相貌が一変させられた沿バルト諸県に存置され、在地エリートのバルト・ドイツ人ではなく、むしろ帝国全土から学生を獲得したという点でも異色の存在であった。その意味では、この学校を共学制私立高等教育機関の典型として扱えるわけではない。しかしその一方で、この学校が、二〇世紀初頭にロシア帝国の直面した高等教育をめぐる変転や問題状況を非常に良く反映していたことも間違いない。そこで以下では、ユリエフ私立大学課程を事例的に取り上げることを通じて、共学制私立高等教育機関の設立経緯やその特徴、社会的な機能をめぐる一局面を提示することとしたい。

二 ユリエフ大学とロシア化政策

ユリエフ私立大学課程それ自体について論ずるのに先立つて、所在地であるロシア帝国沿バルト諸県と、同課程の創設者らが所属したユリエフ大学の「前身」デルプト大学、そしてそれらの「ロシア化」に関して、若干論じておく必要がある。⁽⁸⁾ というのも、この地域はロシア内地とは異なる中世・近世以来の文化的伝統を有しており、そのことが二〇世紀初頭においても、他とは異なる独特的の地域的相貌を与えていたからである。

沿バルト諸県がロシア帝国に編入されたのは、一八世紀初頭、ピヨートル大帝の率いるロシアが前世紀のバルト海周辺地域の霸者スウェーデンと戦つて勝利をおさめた北方戦争時のことであった。それ以前のこの地方は、中世にヨーロッパ東方のキリスト教化をはかつたドイツ騎士団到来によつて騎士団国家とカトリック司教による統治が確立して以来、近世ヨーロッパ東部・北部地域の大公ポーランドやスウェーデンに新興ロシアを相交えた度重なる戦乱による統治君主の変転にもかかわらず、基本的にはバルト・ドイツ人と呼ばれるドイツ系の貴族・聖職者・都市市民が支配集団として君臨する地域であつた。しかも、ロシア帝国への併合後もこの地域では、「沿バルト特別体制」として従前の統治構造が維持され、バルト・ドイツ人が後にエストニア人・ラトヴィア人として民族形成を果たす在地民衆を支配する構図には、大きな変化がなかつたのである。かかる状況に決定的变化が訪れるのは、ロシア帝国が擬似国民国家的な法的・行政的斉一性の確立を目指すとともに、隣接するドイツ帝国成立に触発されたこの地域の「分離主義」に警戒心を募らせて「ロシア化」をはかつた一九世紀後半、とりわけ八〇年代以降のことであつた。

こうした歴史的経緯は、この地の大学のあり方にも直接反映された。ロシア化政策によつて改組され、ユリエフ大学と改称される以前のデルフト大学は、一六三二年、スウェーデン統治時代に設けられたアカデミア・グスタヴィアナの記憶を頼りに、在地のバルト・ドイツ人による度重なる請願を経て、一八〇二年にロシアの帝国大学として設けられたものであつた。しかも、ロシアの帝国大学とはいえ、この大学は教授らの構成の点でも、利用する学生の点でもドイツ大学ネットワークの枠内にあり、教授言語もドイツ語で、学部構成（ロシア帝国内で唯一、ルター派神学部を有した）や教育内容をめぐつてもドイツからの影響が濃厚だったのである。しかも、この大学は、一九世紀前半の帝国大学網整備期には、各大学の教授要員養成のためにドイツ大学との窓口としての機能も果たしていた。⁽⁹⁾ バルト・ドイツ人総体が体制墨守的な保守性を特徴としたこともあり、一八六〇年代初頭に女性への大学門戸開放が論議さ

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

二八

れた際に、六校ある帝国大学中でもつとも否定的な態度を鮮明にしたのも、バルト・ドイツ人の率いるこの大学であった。⁽¹⁰⁾

デルプト大学の「ロシア化」が進展したのは、一八八〇年代末から九〇年代にかけてのことであった。法学部で沿バルト地域法中心の教育課程がロシア法体系に即したものに改変されたのをはじめ、独自の性格を有したデルプト大学令の一般大学令準拠化、それとともになう自治権の剥奪、教授言語のロシア語化とロシア帝国臣民教授に対するロシア語による講義の強制（すなわち外国籍者は免除）、増設講座の新任教授およびロシア語による講義に対応できない教授の退職補充による教授スタッフのロシア人化などが進められたのである。その結果、大学教授の顔ぶれは大幅に変化し、かつて大多数を占めたドイツ人教授に代えてロシア人教授が四分の三を占めるにいたった（表1参照）。さらに一八九三年には、所在都市の名称変更により、ロシア的な呼称であるユリエフ帝国大学へと改称された。

大学の「ロシア化」は学生構成の変化もたらした。かつて学生中の圧倒的多数を占めたバルト・ドイツ人の若者がロシア化された大学を嫌つてドイツの大学に流れたのに対して、内地の正教神学校卒業者であるロシア人が政策的に入学させられ、あるいは、名声に惹かれたロシア人

表1 デルプト=ユリエフ大学教授の民族構成（1889–1915）

	ドイツ人		ロシア・ウクライナ人		エストニア人		ラトヴィア人		その他		計
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
1889	40	86.9	4	8.7	—	—	1	2.2	1	2.2	46
1895	20	39.4	28	54.9	1	1.9	1	1.9	1	1.9	51
1900	11	19.4	43	75.5	1	1.7	1	1.7	1	1.7	57
1905	10	17.5	43	75.5	1	1.75	1	1.75	2	3.5	57
1910	10	17.3	43	74.1	1	1.7	2	3.45	2	3.45	58
1915	10	17.0	43	72.8	1	1.7	3	5.1	2	3.4	59

出典：Karl Siilivask (koost.) Tartu Ülilooli Ajalugu II 1798–1918. Tallinn, 1982, lk. 272.

の若者が多数入学してきたのに加えて、ロシア人以外のロシア帝国西部国境地域の諸民族出身者も急増したのである。わけても進境著しいのはユダヤ人であつた。その結果、「ロシア化」以降のロシア人学生比率は、一九〇〇年にいつたん過半数まで達し、その後も絶対数では増加傾向をみせたものの、学生数全体の増加と他の諸民族からの入学者の拡大により、漸減することになった。一九一六年時点の学生中の民族構成は表2に示したとおりであるが、この数字が雄弁に物語るように、高等教育における「ロシア化」政策が結果的にもたらしたのは、帝国諸民族の大学としてのユリエフ大学だったのである。このようなデルプト・ユリエフ大学の性格や構成上の変化が、本稿の検討対象であるユリエフ私立大学課程の成立とその特徴を規定した前提であることをまず確認しておきたい。

「ロシア化」されたデルプト・ユリエフ帝国大学の教授たちは、四〇年程前、女性の大学門戸開放にも

表2 ユリエフ大学学生資格別民族構成（1916年）

	男子正規学生		女子自由聴講生		薬学専攻生		男子自由聴講生	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
ロシア人	678	26.9	36	40.5	5	4.6	9	22.5
ユダヤ人	568	22.6	14	15.7	60	55.6	20	50.0
ドイツ人	394	15.7	3	3.4	6	5.6	20	5.0
エストニア人	364	14.5	19	21.4	27	25.0	3	7.5
ポーランド人	172	6.8	1	1.1	5	4.6	3	7.5
ラトヴィア人	159	5.3	14	15.7	2	1.8	3	7.5
グルジア人	44	1.7	—	—	1	1.0	—	—
リトニア人	26	1.0	1	1.1	—	—	—	—
アルメニア人	20	0.8	—	—	2	1.8	—	—
その他	1	0.1	—	—	—	—	—	—
外国人	2	0.1	—	—	—	—	—	—
不明	88	3.5	1	1.1	—	—	—	—
合 計	2516	100	89	100	108	100	58	100

出典：Karl Siilivask (koost.) Tartu Ülilooli Ajalugu II 1798–1918. Tallinn, 1982, lk. 282.

つとも否定的な立場を示したこの大学の教授団の相貌を一変させていた。彼らは、帝国諸大学のなかでももつとも積極的に女性への大学門戸開放を唱道していたのである。そのことは、日露戦争と第一次革命による混乱の中、それで認められなかつた大学自治を容認した臨時規則（一九〇五年八月二七日勅命）を根拠に、他大学に先駆けていち早く女性の自由聽講生としての入学を容認したのがユリエフ大学であつたところに、端的に示されていた。⁽¹¹⁾後に私立大學課程を開設するロストフツエフ教授が「適当な中等教育を受けたすべての者が、性別・民族・宗派にかかわりなく大学に入学できるようにすべき」との論陣をはり、それに触発された大学評議会が、女性の自由聽講生としての入学を容認したのである。⁽¹²⁾また、政府と国民教育省に対しては、女性が正規学生として入学できるよう大学令改正を行うことを求めていた。⁽¹³⁾自由聽講生としての門戸開放の結果、一九〇五年から一九一五年春学期までにユリエフ大学には総勢二四三名の女子聽講生が在籍した。うち、ユダヤ人が四七パーセントを占めたのにたいして、主としてロシア人からなる正教徒は四〇パーセント程度であった。⁽¹⁴⁾男子学生の場合同様、在地の支配エリートであつたバルト・ドイツ人は少なく、他地域から流入した女性たちが多数をなしていたのである。

三 ユリエフ私立大学課程の設立

女性への大学門戸開放に尽力したロストフツエフが次に着手したのが、大学入学を希望しながら認められない若者らの就学の場を設けることであつた。ロストフツエフをはじめとしたユリエフ大学の教授・講師ら三名が、一九〇五年秋に私立大学設立計画を練り上げて、個人の資格で国民教育省に設置申請、三度にわたる請願を経て一九〇七年九月一日に認可されたのがユリエフ私立大学課程であつた。この時期、私立高等教育機関には私人を設置主体とした

ものと、内務省の团体認可を経た社会団体によるものとがあつたが、「ロシア化」政策のなかで流入し、在地支配エリートのバルト・ドイツ人や地元住民中に支持を得にくいロシア人は、高等教育機関設立を主導しうる社会運動・社会団体を組織するだけの条件を持たず、そのことが個人による申請という形を取つた理由であつた。⁽¹⁵⁾

設置目的について、一九〇七年一二月三一日付でリーガ教育管区の認可を得た学則第一条は、「大学の自然科学部および医学部の科目に即して、男女両性の者に学問的陶冶を与えることを目的として、本課程は設立される」と述べていた。毎年教育管区に提出した年次報告書の一九〇八年版によれば、設立にあたつて意図されたのは以下の通りであつた。

官立大学に入学を希望する大量の人々を受け入れられないのであれば、私立大学にその人々を集めねばならないし、大学を目指す人々の示した需要を完全に満たすには、大学とまったく同じ講義プログラム、同じ規模と順序のものを取れるようにし、大学と同じ教授と講師を招請し、そうすることで言わばユリエフ大学に並立するものを入手可能にしなければならなかつた。⁽¹⁶⁾

ここに述べられているように、女性によるそれを含めて、大学その他の官立高等教育機関ではまかなえない需要に対応することが、私立大学課程設立の動機だつたのである。この背景には、高等教育の重要性を自覚し、民衆教育よりも高等教育に意を払つてきたにもかかわらず、政治的理由から機会拡大に消極的な国民教育省が、大学設置抑制政策を採用したことがあつた。そのため、ヨーロッパ諸国と比して明らかに立ち後れた状況にあつたなか、そこに生じた空隙を埋める役割を私立高等教育機関が果たしていたのである。

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

三二一

ユリエフ私立大学課程は、当初の学則では大学の自然科学部および医学部に相当する二つの学部から構成されるはずであったが、開校直前の七月一八日付改正学則では、これに加えて歴史文献学部がさらに設けられることとなり、医学部、歴史文献学部、自然史・数学部（後に物理数学部）の三学部から構成されることとなつた。⁽¹⁹⁾ だが、歴史文献学部では学生募集こそ行われたものの、結局は学校側の「あずかり知らぬ」理由で開講されず、医学部と物理数学部（自然史学科・数学科）からなる理系高等教育機関となつた。講義内容と順序、授業時数はすべてユリエフ大学の当該学部と同一と明記されていた（学則第三条）。学則上入学を認められたのは中等教育修了資格を有する一七歳以上の男女であったが、評議会は、学力検定を付した上で家庭教育または中等教育以下の教育を受けた者の入学を認めることができた（第一九条）。中等教育・高等教育への就学制限を受けていたユダヤ人については、本人責任で居住資格を取得することを条件に無制限で受け入れられた。⁽²⁰⁾ また、リーガ教育管区からは、入学者に対して県知事の発行した「思想稳健調書」の提出を義務づけるよう求められた。講師陣は高等教育機関の教員またはその資格を持つものとされ（第一六条）、管理機関としては設置者および講師陣によって構成される評議会が置かれ（第八条）、実行機関としては評議会が選任し教育管区の承認を得た校長職が設けられた（第九条）。評議会は、学生の求めに応じて課程履修証明書を交付できたが、この証明書は法的にはいかなる権利ないし特権をも学生に与えるものではなかつた（第二二条）。

一九〇七年末の教育管区による学則認可、翌年四月一日の評議会全会一致によるロストフツエフの校長選任を受けて同二日に開設公示がなされた。それによると、出願期間は五月一日から、始業は九月一日であつた。九月一日から一〇日には、中等教育修了資格を持たぬ者のための学力検定が予定された。授業料は半期五〇ルーブルであつた。開設時の講師陣として公示されたのは、ロストフツエフ（教授・解剖学）、グリネヴェツキー（私講師・植物学）、セン

ト・イ・レル（教授・動物学・組織学）、ボゴヤヴレンスキー（教授・有機化学）、クルガショーフ（私講師・無機化学）、サハロフ（助手・物理学）、ヤロツキー（教授・微生物学）、タラセンコ（教授・鉱物学）、コロソーフ（教授・数学・力学）の九名であったが、実際に初年度に授業担当した講師は一九名で、ユリエフ大学正教授・員外教授・私講師にくわえて、大学附属天文台の観測官や解剖学講座の解剖主任等の技官、同じくユリエフにあつた獣医学高等専門学校の員外教授などがいた。また、助手には九名が採用された。講師陣は、上記九名がロストフツェフの委嘱によつたが、それ以外は学則に基づく選考で決められた。⁽²³⁾

開学式典は一九〇八年九月七日に開催された。ロストフツェフ校長は開学記念講演の中で、ロシアがヨーロッパでもつとも教育普及の遅れた国家であり、「無知の闇がロシア住民のかなりの部分を覆つてゐる」と指摘した上で、「近年の国家体制および社会体制の建て直しや刷新とともに、（教育拡大を求めそれを支援する—引用者）この潜在的な状態が、生きた力に転じつつある」と述べている。⁽²⁴⁾ 一九〇五年革命による政治変革や社会運動の活況が、学校設立の原動力であることを語つていたのである。そしてこれに続けて、高等教育機会の不足を国家が充足しえないなか、これに代わつてヴォランタリーな社会がこれを担えるし、実際、ペテルブルグ、モスクワ、ハリコフをはじめとした帝國各地でそうした経験の蓄積されていることを指摘し、「このような状況下では、わがユリエフも一般的な動きからはずれているわけにはいかなかつた」と、課程設立の動機を述べた。開学に際して入学した第一期生は約三〇〇名であつたが、彼らは帝国全土の主要都市から寄せられた二三〇〇件もの問い合わせと、実際の志願者七〇〇名の中から選ばれた者たちであつた。⁽²⁵⁾

四 ユリエフ私立大学課程と学生構成

先行研究によれば、設立以来、第一次世界大戦とロシア革命を経て、エストニア・ラトヴィアが独立戦争を戦うことになった一九一九年の閉鎖までにユリエフ私立大学課程に入学した総数は三八五四名で、内七〇パーセントを女性が占め、出身地域も沿バルト地域から沿海州に至る広がりを有していたことである。ここからも、私立大学課程がロシア全土の女性の抱いた共学制高等教育への志望の受け皿であったことが示唆されるのだが、本節では、入手できた一九〇八／九年度から一九一一／一二年度までの私立大学課程年次報告書を史料として、ユリエフ私立大学課程の学生構成について、性別・宗派・身分・出身地・教育歴といった属性に即して検討し、この学校の性格を捉えることとしよう。

後掲の表3～7からは、端的に、この学校が帝国全土から集まつた多様な身分・宗派の若者、それも主として女性のための医学校として機能したことを見取ることができる。

表3が示すように学生中の男女比率は、男子学生増により縮小傾向にあつたとはいえ、初年度が男子学生一に対し女子学生二・六、四年目でも一対一・八と、大きな格差を呈していた。女子自由聴講生としての新規大学入学の道が再び閉ざされたなか、学則上はつきりと男女共学を謳うこの学校が主として女性の高等教育志向を受けてくる任を担つたことは、この点に歴然と表現されている。他方、学生総数に占める医学部の比率は、初年度で八三・二パーセント、一九一一／一二年度で八七・四パーセントであり、かつ医学部学生中の女性比率は漸減傾向にあつたといえ、七八パーセントから六九パーセントと圧倒的多数を占めた。対照的に物理数学部は小規模で、女性は相対的に少

表3 ユリエフ私立大学課程年度別男女学生数

年度	全 学			医学部			物理数学部			自然史学科			数学科		
	合計	女子	男子	合計	女子	男子	合計	女子	男子	合計	女子	男子	合計	女子	男子
1908/09	327	237	90	272	207	65	55	30	25	—	—	—	—	—	—
1909/10	420	301	119	355	276	79	65	25	40	46	22	24	19	3	16
1910/11	448	306	142	393	284	109	55	22	33	28	18	10	27	4	23
1911/12	587	381	206	513	354	159	74	27	47	43	21	22	31	6	25

備考：1909/10 年度以降の物理数学部は自然史学科と数学科の合計数を表示した。

表4 1908/09 年度の出身県一覧と各県の入学者数

リーフラント (38)、ペルミ (26)、ニジェゴロド (21)、サマラ (14)、ヴヤトカ (13)、タヴリダ (11)、ペテルブルグ (11)、ヴォロネシ (10)、サラトフ (9)、ドン軍管区 (8)、ミンスク (8)、タンボフ (7)、ポルタワ (6)、モギリヨフ (6)、コストロマ (6)、ベンザ (6)、リヤザン (6)、ヴォログダ (5)、クルスク (5) [4名以下の県は略]

表5 身分別学生構成

年度	全 体		貴族		官吏		聖職者		名 誉 市 民		商 人		町 人		農 民		その 他 ・ 不 明	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1908/09	237	90	8	3	26	—	31	8	9	5	13	2	79	14	35	19	36	39
1909/10	301	119	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1910/11	306	142	15	11	35	8	6	38	14	5	21	6	120	56	60	49	3	1
1911/12	381	206	19	10	47	9	47	12	15	8	24	10	142	83	81	66	9	5

備考：1910/11 年度・11/12 年度の官吏欄は「官吏・軍人の妻子」「官吏の子」「軍人の子」「医師の子」「教授の子」などを合算。

表3は、初年度在籍者三二七名に対して、以後四二〇名、四四八名、五八七名と、学年進行に伴う学生数の増加が生じていないことも示している。これは、学生たちが進級できず、中途数であった。一九世紀後半以来、専門的職業に結びつく医学教育が女性の志望の的となってきたが、かつてロシア化以前に外科学のピロゴーフなど著名な医学者を多く輩出したデルプトの名声が、医師を志す若い世代の女性たちを私立大学課程に惹きつける力となつたのである。⁽²⁹⁾

表3は、初年度在籍者三二七名に対して、以後四二〇名、四四八名、五八七名と、学年進行に伴う学生数の増加が生じていないことも示している。これは、学生たちが進級できず、中途

表6 1911/12年度宗派別構成

	総数(パーセント)	女子	男子
正教徒	329 (56.04)	221	108
古儀式派	1 (0.18)	0	1
ローマ・カトリック	13 (2.21)	7	6
ルター派	59 (10.05)	35	24
改革派	2 (0.34)	2	0
アルメニア・グレゴリウス	15 (2.55)	3	12
ユダヤ	166 (28.27)	112	54
カライム	1 (0.18)	1	0
仏教	1 (0.18)	1	0
計	587 (100)	381	206

表7 教育歴別学生構成

	女 子					男 子	
	中等教育修了 ①	①の内8年生 女子ギムナジア修了	①の内7年生 女子ギムナジア修了	①の内主 教管区女 学校修了	中等教 育修了 以下	中等教育修了 以下	中等教育修了 以下
1908/09	206	105	65	28	31	17	73
1909/10	264		229	30	37	31	88
1910/11	272		231	32	34	38	104

退学ないし休学した者が少なからず存在したこと意味する。実際、一九〇八／〇九年度入学の医学部生二七二名の学年進行に伴う推移を見ると、二回生時一六九名（女子一三九名、男子三〇名）、三回生時一三八名（女子一二三名、男子二十五名）、四回生時一一一名（女子九〇名、男子二二名）と、二回生進級時に大きく減少し、その後も減り続けていることがわかる。遠く帝国西部辺境のユリエフまで辿りついてなんとか入学は果たしたとはいえ、学業成績、授業料負担の問題など就学継続の阻害要因が存在し、やむなく退学や休学を選ばざるをえなかつたのであろう。先行研究の指摘する、創立から閉鎖までの約一〇年間の入学者総数三八五四名に対して修了者六〇〇名という数字も、こうした事情を裏書きして⁽³⁰⁾

いる。なお、後述する国家や地方当局の警察的監視による学生の放校や退学も推察されるのではあるが、この点について年次報告書は何も語らない。

次に、表4に示したように、初年度の出身地は帝国全土に及んでおり、所在地リーフラント県出身者が比較的目立つとはいえ、近隣諸県が学生供給の上位県を占めたわけではない。沿バルト諸県のうちクールラントが三名、エストラントはわずか一名であった。こうした傾向は、この後も基本的に変化しない。また、帝国全土に及ぶ出身地の広がりは民族構成上の多様性に直結した。年次報告書は民族統計を記載しないが、代わるものとして一九一一／一二年の宗派別統計を利用可能で（表6）、そこに示されたカトリックは帝国西部諸県のポーランド人やリトニア人、ルター派は在地のエストニア人・ラトヴィア人あるいはバルト・ドイツ人、アルメニア・グレゴリウスはザカフカースのアルメニア人、仏教徒（おそらくラマ教）はカスピ海からシベリアの諸民族からの入学者を示唆する。また先行研究に拠れば、ユリエフ私立大学課程に就学したエストニア人女性は総計一〇七名で、入学者総数の三パーセントに満たず、ラトヴィア人女性は一九一五年以前は在籍した形跡がないという。⁽³¹⁾ なお、ヴォルガ河や黒海沿岸地域、さらに遠く極東から入学した中には、帝国植民政策によって辺境地域に入植したエストニア人の娘らも含まれた。⁽³²⁾ また、表中のカライム派はリトニアに居住するトルコ系のユダヤ教分派集団である。過半数を占める正教徒の多くは大ロシア人だが、ウクライナ人やベラルーシ人、さらにカフカースのグルジア人も含まれよう。正教徒に次いでユダヤ教徒が多数を占めたことは、この時期にユダヤ人のみせた教育熱をよく示している。⁽³³⁾ 私立大学課程の学生構成からは、同時期のユリエフ大学が帝国諸民族の大学へと転身したのと類似した傾向を読み取ることができるのである。

身分出自を示した表5もまた、同時代の高等教育をめぐる趨勢をよく反映していた。この時期、教育統計上一般に使用された「身分」指標はすでにかなりの程度空洞化し、たとえば農民身分の多くが実際には農村居住の農業従事者

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

三八

ではなく、都市労働者や自営業者であったように、学生の社会的・職業的出自を適切に示すものではなかつた。しかし、そのことを踏まえた上で、この時期には、かつて貴族・官吏が多数を占めた高等教育の世界に、農民身分や都市諸身分が参入してしだいに多数派を形成し、いわゆる高等教育の「民主化」を促進したと解されるのだが、ユリエフ私立大学課程もまたそうした趨勢のもとにあつた。しかも、同時期のユリエフ大学で貴族・官吏身分出身者が一七パーセント（一九〇五年）から二八パーセント（一九一〇年）にたいして町人が二割程度であつたのと比較したとき、町人比率が三～四割近くにまで達したユリエフ私立大学課程の学生構成は、より「民主的」であつた。社会的により下位の階層出身で大学入学を果たし得なかつた人々にとつて、比較的利用しやすい教育機関だつたと言つても良いかもしだれない。

男女間の差異を示すものとして興味深いのが、表7の教育歴である。女性の圧倒的多数が、正系の女子中等教育機関である八年制・七年制女子ギムナジア（これらは男子古典ギムナジアほどではないが、ラテン語も講じていた）および、それらよりは劣位の聖職者身分のための身分的中等教育機関である正教主教管区女学校卒業であつたのに対して、男子の場合は、中等教育修了者は少数で、しかも帝国大学や接続する古典ギムナジア修了者はごくわずかだつたのである。男性入学者の多数は中等教育以下しか受けておらず、そのなかでも比較的多かつたのは、ロシア固有の下級医療職である准医師資格保有者および家庭教育のみの者であつた。ここには、私立大学課程入学者の教育歴の男女差が歴然と現れている。これは、大学への正規学生としての入学が男性に限られ、一九〇八年以来、女子自由聴講生としての入学可能性さえ閉ざされたことの直接の反映であつた。なお、一九一一／一二年度報告書では教育歴表記が変更されているが、それによれば、中等教育修了が女子三三二名、男子四七名、中等以下がそれぞれ三七名と九九名にたいして、「専門教育」とくくられる薬剤師・准医師・歯科技工士・教師など下位の専門的職業訓練を受けた者

が、女子で一二二名、男子で六〇名であった。これらのデータからは、ユリエフ私立大学課程の果たした社会的機能が、性によつてまつたく異なつていたことを読み解くことができよう。

五 私立大学課程をめぐる「警察」政治

最後に、ユリエフ私立大学を取り巻いた政治的環境について簡単に触れておくこととしよう。ロシア帝国は、一貫して高等教育のはらむ革新性や政治的「危険性」に警戒心を抱き、警察的監視を怠らなかつた。一九〇五年革命以降も、国民教育大臣の抑圧的态度に抗議して大学教授が多数辞職するなど、大学教授団中でリベラル派が有力であつたうえに、前世紀末以来、学生運動が浮き沈みを重ねつゝも絶えることなく組織されていてことに、国家や保守派の人々は神経を尖らせ続けていたのである。もちろんユリエフ私立大学課程についても、このことは例外ではなかつた。と同時に、この学校にまつわる政治的連関は、国家レベルのそれにとどまらない複雑さを呈してもいた。

すでに指摘したように、「ロシア化」政策によつて到来したロシア人教授や学生を在地のバルト・ドイツ人は敵意のこもつた眼で眺めており、後にロストフツェフの書き記した回想に拠るならば、バルト・ドイツ人コミニティには、私立大学課程を「革命思想の温床」と見なし、ロシア人にたいしあからざまな人種主義的言辞を弄して侮蔑的で揶揄的な態度を取る新聞も存在した。あるいは、学舎確保に奔走するロストフツェフにたいして、「バロン」（ドイツ人貴族を指す）による陰湿な嫌がらせもなされていた。⁽³⁶⁾こうした在地エリートによる不信と妨害は、この地域の民族間関係に起因する独自のものであつた。

地方当局による大学教授や学生の政治性への警戒も、私立大学課程の創設と運営に際して乗り越えるべき阻害要因

であつた。再度、ロストフツエフの回想に拠れば、沿バルト地域総督（回想中では匿名だが、アレクサンドル・メルル・ザコメルスキイ）はロストフツエフが「政治的に信頼できない」ことを理由に課程開設認可に反対し、リーフラント県知事（回想では匿名、ニコライ・ズヴェギンツエフ）はロストフツエフの奔走した学舎建設を、申請書の放置という姑息な手段で妨害した。開学式典に臨席した警察長官は、学生代表として挨拶したヨアキム・マイコフの発した、「（啓蒙の光が）無知蒙昧の闇だけでなく、反動的圧迫と行政的専横の闇を吹き払ってくれるでしょう」という発言をとらえて逮捕命令を下すとともに、反政府的で「きわめて不穏な革命的言辞」を許容した校長の法的責任も問うた。⁽³⁷⁾

入学者への監視も強められた。すでに述べたように、他の高等教育機関の場合と同様、入学者はすべて県知事の発行する「思想穩健証明書」の提出を義務づけられ、多くの学生は、ほぼ所定の書式で自身の思想の「潔白」を証明したのだが（図1）、なかには革命運動への関与の嫌疑で、県知事から入学不許可を勧告された事例もあつた（図2⁽³⁸⁾）。また、開学式典後に「革命的プロパガンダ」を理由に上述のマイコフの収監が伝達されて以降、憲兵隊や郡長官、国民学校視学官などからは学生名簿提出やその他の学生動向に関する情報提供が校長に対して再三命じられていた。また、学舎内で「学生グループ」「ストライキ実行委員会」などと名乗る学生団体がビラ配布した件について、学校当局がビラを破棄しもみ消したとして、以後、市警察当局に提出するよう警告されたこともあつた（一九一一年二月）。さらに、これらの命令をロストフツエフが再三無視したことから、一九一一年一二月にリーガ教育管区監督官は、毎年一〇月一五日までに警察などへの学生情報提出を義務づけるとともに、命令に従わない場合は学校閉鎖もありうると、きわめて強い警告さえ行つた。⁽⁴⁰⁾翌年には、ユリエフ私立大学課程を「皇太子殿下記念沿バルト大学」と改称する件が持ち上がつたのを契機に学生集会が開催され、討論に参加した学生が、「皇太子殿下記念」なる名称は

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

学生の名誉を辱めるものだと発言したのに対し、これを「不敬発言」として当該学生の放校処分を県知事が決定することもあった。⁽⁴⁾ロシア全土の高等教育機関を巻き込んだ学生運動の波はロシア人学生らの流入によってユリエフ私立大学課程にもおよび、これらをめぐってその弾圧をねらう地方当局と学生集団、学生をかばい立てするかのような学校当局とを巻き込んだ小競り合いが、創設以来、絶えることなく繰り返されていたのである。ただ、その際留意しておくべきことは、私立大学課程への警察的抑圧が、ストルイ・ビン政府とシュヴァルツ、カッソード続いた反動的国民教育大臣のもとでの高等教育機関の教授・学生への敵視政策を全般的背景としつつも、万事そこに起因するわけではなく、地方当局の独自の（恣意的な）判断ないし気分によつてもたらされたことである。ロストフツエフの回想は、臨時総督メレル・ザコメルスキイがロストフツエフの政治的立場への嫌疑を理由に学校開設を認めぬよう求めた

政治的思想穩健証明書 (機密)	
ユリエフ医学課程校長殿	
<p>イルクーツク市に居住する、イルクーツク第2ギルド商人の娘ディナ・パラリョーヴア・ブランコーヴアは本官にたいし、ユリエフ私立大学課程への同人の女子聴講生としての入学出願時に同課程校長に提出するため、政治的思想穩健に関する証明を交付するよう、申請してまいりました。</p> <p>この申請に基づき、貴下に対し、上記ブランコーヴアについて政治的に不都合な情報のないことを謹んでお知らせいたします。</p> <p>県知事 **** 補佐官 **** 事務官 ****</p>	

図1 「思想穩健」が証明された例
出典：EAA F. 1734, N. 1, S. 117, L. 1.

政治的思想穩健証明書 (機密)	
ユリエフ自然科学・医学大学課程校長殿	
<p>11月4日付文書第903号により、貴下に対し、リュツィヤ・ミハイロフナ・マルトナがクールラント県で革命運動に参加していたことをお伝えいたします。</p> <p>このことに鑑み、課程入学申請を認めるべきではありません。</p> <p>県知事 **** 官房長 ****</p>	

図2 革命運動関与を通告された例
出典：EAA F. 1734, N. 1, S. 117, L. 5.

のにたいして、教育省は同教授のこれを直接裏付けるデータがないとして拒否したことを伝えているのである。⁽⁴²⁾ 教育省よりもさらに強硬な地方当局の姿勢の背後には、個々の官僚の個人的資質に加えて、「ロシア化」政策によるバルト・ドイツ人と帝国との関係悪化、第一次革命期の激烈な民衆運動、それへの対応をめぐって再度協調関係を修復したバルト・ドイツ人と国家当局、さらに第一次世界大戦に向かう中での対ドイツ関係の悪化といった、複雑に入り組んだ地域の統治構造に固有の事情の存在も想定されうるが、現時点ではそうしたことの裏付けうる史料は確認していらない。今後の課題となろう。

六 おわりに

以上論じてきたとおりユリエフ私立大学課程は、基本的には、広大なロシア帝国の多くの地域でこの時期により顕著に見られた女性の高等教育志向、それも女性のための高等教育ではなく男性と共通のそれを求める動きと、そうした切実な志向に応えようとする大学人の運動という、他地域と共通する条件のもとに誕生したものであつた。それはまた、教育機会をめぐる社会運動の高揚に神経をとがらせた国家との熾烈なせめぎ合いのもとに置かれていた点でも、全国的な流れに棹さすものであつた。しかし同時に、①一八八〇年代以来の「ロシア化」政策によつて性格を一変させられたデルプト＝ユリエフ大学を基盤に成立したといふこと、それゆえ②在地支配エリートの支持を得られず、ロシア内地からの人の流入を嫌うバルトイツ人の抵抗により、設立準備にあたつて固有の困難に逢着したこと、さらに、③教育上の「ロシア化」政策によりロシア語による講義を受容しうる言語運用能力を獲得した帝国西部国境地域の諸民族の若者をも学生供給源として成長したこと、言い換えれば、④正教徒のロシア人を多数派としつつ

も、多様な民族的・宗教的・言語的背景を持つ集団に高等教育を提供する場となつたということ、これら諸点において独自の相貌を帯びたものでもあつた。その意味でこの学校は、帝制最末期のロシアの教育が直面した問題群の集約点のような位置にあつたといえるのである。

この後、第一次世界大戦下で帝国大学の門戸が女性にも開放されたのを受けて、一九一七年にはユリエフ大学でも神学部への女性入学が容認され⁽⁴³⁾、同年二月革命で成立した臨時政府は大臣通達により「性・民族・信仰の別なく、同一の根拠に基づき⁽⁴⁴⁾」大学入学が認められることを明確にした。他方、二月革命から一〇月革命を経てブレスト＝リトフスク講和、さらに一九一八年末のドイツ降伏にいたる激動の中では、エストニア人の民族独立運動とボリシェヴィキとのせめぎ合い、バルト・ドイツ人と結んだドイツ帝国の侵攻・占領、ドイツ降伏後の赤軍との独立戦争といった軍事的緊張が続き、ロシア人を主体としたユリエフ大学が活動停止に追い込まれてロシア南部のボロネシに疎開する一方、ドイツによる占領体制下ではドイツ帝国の地方大学（ランデスウニヴェルジティット）としての大学再建が企図された。これら一連の激変は、ユリエフ私立大学課程にとつても存立基盤を掘り崩すものであつた。戦争勃発により多くのロシア人が戦場から近いこの街を去つただけでなく、ユリエフ大学の門戸開放は私立大学課程からユリエフ大学への転学者を多数生んだ。これらは、私立大学課程の学生数の激減を生む要因であつた。ドイツ占領下での動きについては、ほとんど何も知りえないが、私立大学課程を支えたロシア人教授の疎開が課程継続を困難にしたことは想像に難くない。かくして、エストニアが独立を完全達成する一九二〇年までに、ユリエフ私立大学課程は消滅するにいたつていたのである。

注（1）拙著『エカテリーナの夢ソフィアの旅——帝制期ロシア女子教育の社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇四年、第五章。

女性の高等教育機会と共学制私立高等教育機関

四四

拙稿「ロシア革命前夜の『女学生』の世界」、若尾祐司他編『革命と性文化』山川出版社、1100五年、所収。拙稿「女性の高等教育機会と大学門戸開放をめぐる攻防—帝制最末期ロシアの場合—」、河村貞枝・香川せつ子編『女性と高等教育（仮題）』昭和堂、近刊予定、所収。女性医療専門職について、拙稿「女性医師課程の誕生と消滅—帝制期ロシアにおける女性医師と医学教育—」、望田幸男・田村栄子編『身体と医療の教育社会史』昭和堂、110011年、所収。

- (2) Новейший сборник программ и условий приема женщин в русские и заграничные высшие учебные заведения, СПб., 1910, с. 1.
- (3) Чехов Н.В. Женщины в университете // Союз Женщин №. 5 1907, с. 8.
- (4) Иванов А. Е. Студенчество России – конца XIX–начала XX века: Социально-историческая судьба. М., 1999, с. 128.
- (5) ロストラツィフはモスクワ大学・デルプト大学医学部を卒業後、サンクト・ペテルブルグの軍医科大学で博士学位を取得。一九〇四年からヨリエフ大学員外教授、同一一年正教授。サンクト・ペテルブルグ大学教授で、革命後に命じてイエール大学教授を務めた同名の古代学者とは別人である。
- (6) Allan Liim (koost.) Haridusinstituusionid Eestis kuni 1917. Aastani. Rahvusarhiiv, 1999, lk. 212–213.
- (7) エストラーム、リーフラム、クールラント三県を指し、それぞれ現在のエストニア北部、同南部とラトヴィア北部、同南部にはほぼ相当する。クールラント県は一八世紀末までポーランドに服属したクールラント公国で、ロシア編入は他の二県に遅れて、一八世紀末のポーランド分割による。
- (8) 沿バルト諸県の教育構造の概要と「ロシア化」については以下の拙稿を参照。「帝国とネイショナルと学校—帝制期ロシア西部国境地域の教育構造と『ロシタ化』—」、望田幸男・橋本伸也編『ネイショナル・ナショナリズムの教育社会史』昭和堂、1100四年、所収。「ロシタ帝国沿バルト諸県の農村民衆初等教育—バルト・ドイツ人による教育支配から『ロシタ化』—」、大津留厚編『中央ヨーロッパの可能性—搖れ動くその歴史と社会—』昭和堂、1100六年、所収。
- (9) デルフト大学史に関しては、以下を参照。拙稿「ロシアのなかのドイツの大学」、『大学史研究』第一四号、一九九九年。セルゲイ・イサコーフ、橋本伸也訳「ヨーロッパ大学史におけるタルト大学の位置と役割」『教育科学』第二六

号、1100-6年。

(10) 前掲拙著『エカテリーナの夢ノフィアの旅』、11K1-11K11頁。

(11) ロシア帝国による支配地域では、自治大公国として自由の発展を遂げたグルシンキ大学（ヘルシンキ大学）が一八七〇年以来、女性への門口開放を果たしてゐた。一九〇四年にはヘルツォガーハルモニア大学歴史文献学部・法学部教授会が女性の自由聽講生としての入学容認を議決した。

(12) Sirje Tamul Naistüliõpilased Tartu Ülikoolis 1905–1918 // Tamul S. (koost.) Vita Academia Vita Feminea, Tartu Ülikooli Kirjastus, 1999, lk. 100.

(13) Samas, lk. 108.

(14) ベリーフ大学に女子自由聽講生として入学したエストニア人女性は一九一五年モドニイ八名で、ライガニア人女性はノルウェー人女性は二名。Samas.

(15) M. Ростовцев Начало и конец «Юрьевских частных университетских курсов». Tartu Ülikooli Ajaloo Muuseum Arhiv, (ЭА) 187: 1.

(16) Правила и уставы Юрьевских частных университетских курсов. Eesti Ajaloo Arhiv (ЭА) F. 1734. N. 1. S. 1.

(17) Отчет о деятельности Юрьевских частных университетских курсов за 1908/9 учебный год. EAA F. 1734. N. 1. S. 159. L. 2.

(18) Иванов А. Е. Высшая школа России в конце XIX–начале XX века. М., 1991, с. 97–98.

(19) Правила и уставы Юрьевских частных университетских курсов. EAA F. 1734. N. 1. S. 1. L. 3–4.

(20) Отчет о деятельности Юрьевских частных университетских курсов за 1908/9 учебный год. EAA F. 1734. N. 1. S. 159. L. 10.

(21) От совета Юрьевских частных университетских курсов (24 авг. 1909) EAA F. 1734. N. 1. S. 56. L. 4.

(22) Объявление от Совета «Юрьевских частных университетских курсов» (2 апр. 1908). EAA F. 1734. N. 1. S. 56. L. 1.

女性の高等教育機関と共学制私立高等教育機関

四六

- (23) EAA F. 1734. N. 1. S. 159. L. 11–12.
- (24) Samas. L. 8–9.
- (25) Samas. L. 10.
- (26) Samas.
- (27) Отчет о деятельности Юрьевских Частных Университетских Курсов за 1908/9 учебный год. ЕАА F. 1734. N. 1. S. 159. Отчет о деятельности Юрьевских Частных Университетских Курсов за 1909/10 учебный год. ЕАА F. 1734. N. 1. S. 160. Отчет о деятельности Юрьевских Частных Университетских Курсов за 1910/11 учебный год. ЕАА F. 1734. N. 1. S. 161. Отчет о деятельности Юрьевских Частных Университетских Курсов за 1911/12 учебный год. ЕАА F. 1734. N. 1. S. 162.
- (28) 前掲註釋「女性医師課程の誕生と消滅」参照。
- (29) ニーナフでは、私立大学課程と共に、女性大学教授や歴史家のマヘル・ヤハハスキーの開設した女子高等課程も活動した。これは私立大学課程も異なり、歴史文献学部と法学部がなる文系の学校であったが、一九〇八年の開学時に七十名の学生数も少なかつた。両者の成績をみると対照性は、この時期の若き世代の女性たちの志向性を示すものである興味深く。Sirje Tamul Eraülikool ja kõrgemad naiskursused Tartus // Tamul, S. (koost.), Vita Academia Vita Feminea, lk. 138.
- (30) Allan Liim (koost.) Haridusinstitutsioonid Eestis kuni 1917. Aastani. lk. 212–213.
- (31) Sirje Tamul Eraülikool ja kõrgemad naiskursused Tartus, lk. 131, 134.
- (32) Samas, lk. 132.
- (33) ニーナフでは前掲「帝國・ナヒヤ・教育経験—一九世紀ロットー帝國におけるニーナフ女性教育の展開—」、駒込武・橋本伸也編『帝国と学校』昭和書院 1900七年、所収、を参照せよ。
- (34) ニーナフでは拙稿「一九世紀ロットーの学校—身分制原理から専門職者養成へ—」橋本伸也他『近代ローマの研究④ ハーモニカ教育』、ハーモニカ書房、1900年、所収を参照。
- (35) Karl Sillivask (koost.) Tartu Ülikooli Ajalugu II 1798–1918. Tallinn, 1982, lk. 280.

- (36) ÜAM 187 : 1.
- (37) Samas. マイコフはそのまま在籍して医学部で修学し、在学中の一九一〇年にエカテリノスラフで「臨時伝染病医師」として活動した。一九一五年に卒業試験に合格。EAA F. 1734. N. 1. S. 211. L. 16, 24.
- (38) 例示したりュディヤ〔リュツィヤ〕・マルトナについては、嫌疑を否定する別文書が複数提出されて入学が認められた。マルトナは、一九一五年秋学期までに休学をはさんで八学期在籍し、翌年九月に卒業したが、その間には結婚もしてしまった。EAA F. 1734. N. 1. S. 3836. L. 3, 4, 13, 14.
- (39) EAA F. 1734. N. 1. S. 118. L. 19.
- (40) EAA F. 1734. N. 1. S. 118. L. 23.
- (41) EAA F. 1734. N. 1. S. 118. L. 36.
- (42) ÜAM 187 : 1.
- (43) EAA F. 402. N. 7. S. 854. L. 12, 13.
- (44) EAA F. 402. N. 71. S. 854. L. 14.